

奨学金等の返還を応援します！

上田市では、地域の企業等の人材確保、若い世代の定住促進を目的として、市が規定する要件を満たす中小企業等へ就職した方が奨学金等を返還するためにかかる費用について、補助金を交付します。

補助対象となる方 ①～⑦の全てに該当する方が対象です。

- ① 上田市内に居住している方
- ② 奨学金等を受給し、返還義務がある方
- ③ 交付申請年兼実績報告を行う年度末時点で、40歳未満の方
- ④ 令和6年4月1日以降に、新たに雇用された方
- ⑤ 正規雇用者であって、期間の定めがない方
- ⑥ 市が規定する「働き方改革に取り組む」中小企業等※で就業している方

補助対象の奨学金等

- ・(独)日本学生支援機構が行う奨学金
- ・都道府県、市町村が行う奨学金
- ・厚労省の技術者育成融資制度による融資
- ・その他の奨学金等(要事前確認)

市内に本店又は主たる事務所を有し、次のいずれかに該当する中小企業等が対象です。
ただし、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合は対象外です。

中小企業大学校、国、地方公共団体、市内商工団体等が主催する、「階層別」、「組織マネジメント」、「人事・組織」に関する研修に参加している（自社で行う研修も可）

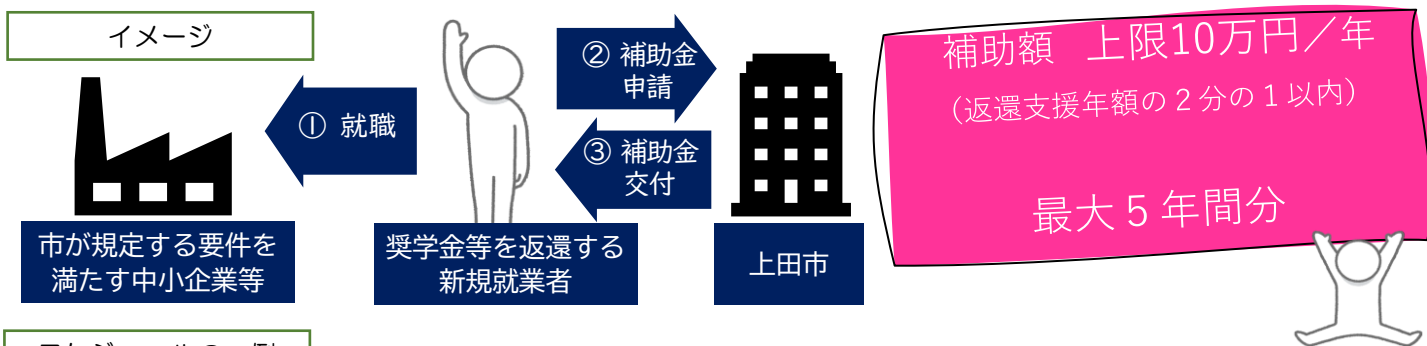
経済産業省「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けている

長野県「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けている

※本事業における「中小企業等」

中小企業者（中小企業基本法第2条に規定） / 社会福祉法人（第一種、第二種社会福祉事業）
/ 特定非営利活動法人（第二種社会福祉事業） / 医療法人（医療法第39条に規定） / 学校法人（私立学校法第3条に規定）

⑦ 市税に滞納がない方



スケジュールの一例

	令和A年度												令和A年度+1年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
申請者	奨学金等返還																			
	交付登録申請(交付申込) (A年10月からA+1年9月までの返還分)												交付申請兼 実績報告		交付決定 兼 確定		支払 請求		支払	
上田市																				

【お問合せ】 上田市役所 商工観光部 地域雇用推進課

〒386-0012 長野県上田市中央4-9-1 上田市勤労者福祉センター内
電話 0268-26-6023 (直通) メール koyo@city.ueda.nagano.jp

詳細は市HPで
補助対象者の就業先
登録を随時受付中！

